

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-533-3166 携帯 ①080-6601-9862

②080-3126-2722

担当者 _____ ※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

その他、行政に相談する場合の相談窓口は別紙3を参照のこと。

2. 草花クリニック訪問看護ステーションの概要

開設者	医療法人社団豊信会 理事長 下村 智
事業所名称	草花クリニック訪問看護ステーション
管理者	看護師 鈴木 郁子
電話番号/FAX番号	042-533-3166 / 042-532-3787
介護保険事業所番号	1367198286
サービス提供地域	あきる野市、福生市、羽村市、西多摩郡日の出町、昭島市的一部（拝島町）、青梅市的一部（河辺、友田町）

3. 当事業所の職員体制

区分	資格	常勤(名)	非常勤(名)	合計(名)
管理者	看護師	1	0	1
訪問看護師	看護師	5	2	7
理学療法士等	理学療法士	1	0	1
	作業療法士	2	0	2
事務職員		1	0	1

4. 事業の運営方針

- (1) ステーションの訪問看護師は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその利用者が可能な限りその居宅において、在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。
- (3) 質の良い訪問看護サービスを提供するために訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

5. 営業時間

営業日 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

休業日 土曜・日曜・祝日、年末年始（12月30日から1月3日）

6. サービス内容

主治医の「訪問看護指示書」に基づいて、居宅サービス計画に沿って訪問を行います。

- ① バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ② 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ③ 療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
- ④ 創傷及び褥瘡処置
- ⑤ 人工肛門・人口膀胱管理ケア
- ⑥ 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ⑦ 在宅酸素療法管理ケア
- ⑧ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ⑨ 在宅人工呼吸器管理ケア
- ⑩ 咳痰の吸引・管理
- ⑪ 点滴
- ⑫ 排泄管理ケア（浣腸・摘便）
- ⑬ リハビリテーション
- ⑭ ターミナルケア
- ⑮ 認知症患者の看護
- ⑯ 療養生活や介護方法の指導
- ⑰ 退院前の相談、指導など

7. 理学療法士等による訪問看護

理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師の代わりに訪問しますが、看護職員と理学療法士等のアセスメント情報等を確実に共有するため、看護職員による訪問も定期的に実施します。

8. 利用料金

（1）利用料

別紙1、2「利用料金表」に記載の通り。

（2）料金のお支払方法

毎月1回、当月末に締めて翌月10日頃請求書を発行しますので、当事業所の指定する方法でお支払下さい。

9. 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

10. キャンセル料について

ご利用者様の様態の急変などの止むを得ない状況でのキャンセル料はいただいておりません。スタッフはできるだけ多くの訪問ができるようスケジュールを調整しておりますので、当日の自己都合や訪問時にご自宅にいらっしゃらなかつた場合は、1,000円のキャンセル料を請求させていただきます。

訪問のキャンセルが必要となった場合は、前営業日の17:00までにご連絡ください。

(連絡先042-533-3166)

1.1. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

介護保険対象の方は、ケアマネジャーによる訪問看護の申し込みが必要となります。

医療保険対象の方は訪問看護ステーションにお申し込ください。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文章でお申し出下さい。

② 当訪問看護ステーションの都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。

③ 自動終了

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 利用者が死亡した場合

④ その他

- 当訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合あるいは守秘義務に違反した場合、利用者や利用者のご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当訪問看護ステーションが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず、支払わない場合や、訪問看護師に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) サービス利用に際してのお願い

- 病状の変化などで看護師への連絡が必要な場合は、当訪問看護ステーションに連絡して下さい。直接担当看護師の自宅には連絡できません。
- 担当看護師に看護以外の個人的な要件を依頼することはできません。
- 看護の前後に手を洗いますので、水道を利用させて下さい。
- 看護師への茶菓の接待やお心づけは、一切しないようお願い致します。
- 訪問看護に対する疑問やご要望は、担当看護師または、当訪問看護ステーション管理者へお申し出下さい。

1.2. 緊急時における対応方法

看護師は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医・救急隊に連絡し、適切な処置を行います。

1 3. 災害時

災害時（大震災など）には電話連絡、交通手段等規制され訪問が急遽出来なくなるおそれ
が予想される為、中止とさせていただく事をご了承ください。

1 4. 相談・苦情処理

ステーションは利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問看護サービス等
に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（苦情相談窓口） 042-533-3166 管理者 鈴木 郁子

当訪問看護ステーション以外に各市町村窓口、または国保連に苦情を伝えることができます。

【別紙3に電話番号を記載しています】

1 5. 事故処理

（1）ステーションはサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに区市
町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

（2）ステーションは、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により
利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

1 6. 秘密保持

従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

別紙、個人情報保護に関する同意書に同意していただくことにより、サービス担当者会議
などにおいて事業所内、居宅介護支援事業所、関係サービス事業所、関係医療機関に利用
者および家族の情報照会、情報提供することとしています。

1 7. 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生、またはまん延しないように指針を整備し、従事者の清潔保
持及び健康状態にて管理を行い、事業所の設備・備品等について衛生的な管理に努めます。
対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従事者に周知し、従業者に
対し研修及び訓練を定期的に実施します。

1 8. 虐待防止

事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、指針を整備し任者を設置する等必要
な体制の整備を行うとともに、従事者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施
する等の措置を講じます。事業所または擁護者（家族・親類・同居人等）による虐待を受
けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

1 9. ハラスメント対策

利用者および家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合（叩く、蹴る、暴言で威嚇する、
怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言をする、叫ぶ、大声を出す等）は、サービス
を中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

20. 業務継続に向けた取組

感染症や非常災害の発生時において、利用者にサービスの提供を継続できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開が図れるための計画（業務継続計画）を策定し、従事者に対し周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。更には業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて変更を行います。

21. 個人情報使用に関する同意

当訪問看護ステーションでは、利用者様の権利としてのプライバシー保護に十分配慮し、利用者様から知り得た訪問看護情報を利用するにあたり、以下のとおり利用目的を特定し公表いたします。

- ・訪問看護サービスの利用者様への訪問看護の提供に必要な利用目的

- (1) 訪問看護ステーション内部での利用に係る事例

- ①訪問看護サービスの利用者様に提供する訪問看護サービス

- ②訪問看護に係る保険事務

- ③利用者様に係る当訪問看護ステーションの管理運営業務のうち、利用開始終了等の管理、会計・経理、事故等の報告、利用者様の訪問看護サービスの向上

- (2) 他の事業者への情報提供を伴う事例

- ①訪問看護ステーションが利用者様に提供する訪問看護サービスのうち、

- 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）照会への回答、主治医・病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との連携、家族等への心身の状況説明

- ② 訪問看護に係る保険事務のうち、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答

- ③損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

- ・上記以外の利用目的

- (1) 訪問看護ステーション内部での利用に係る事例

- 訪問看護ステーションの管理運営業務のうち、訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、当看護ステーション内において行われる学生等の実習への協力、当訪問看護ステーション内において行われる症例研究

- (2) 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- 外部監査機関への情報提供、関係法令等に基づく行政機関への報告等

- ・MCS（メディカルケアステーション）

- 円滑な自宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養（医療）をサポートする他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者その他関係者と連携を図る目的で、医療従事者や介護従事者その他の関係者が適切と認める通信手段（医療介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション」（MCS））

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書における同意書

医療保険、介護保険（訪問看護・介護予防訪問看護）による、草花クリニック訪問看護ステーションの訪問看護サービス提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要事項及び個人情報使用に関する同意を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 東京都あきる野市草花2722 1階

名称 草花クリニック訪問看護ステーション

代表者 医療法人社団 豊信会 理事長 下村 智 

説明者 訪問看護師等

氏名 _____

【その他 同意事項の概要】

24時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算について	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
在宅患者連携指導加算について（医療保険のみ）	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
市区町村等・保険医療機関等への情報提供について（医療保険のみ）	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

私は、本書面により、事業者からの訪問看護サービスについての重要事項及び個人情報使用に関する同意の説明を受け、下記のとおり同意いたしました。

（ご利用者）

住所		
氏名		
連絡先	—	—

（代理人）

住所		
氏名		
連絡先	—	—

緊急時連絡先

1	氏名		—	—
2	氏名		—	—

医療機関名・主治医

	先生	—	—
--	----	---	---

草花クリニック訪問看護ステーション 料金表

医療保険

看護師の場合		1割～3割 それぞれの負担 の割合に応じて	
週3日目まで1日につき	5,550円		
週4日目以降1日につき	6,550円		
理学療法士・作業療法士の場合			
週3日目まで1日につき	5,550円		
週4日目以降1日につき	5,550円		
外泊時の場合(1泊2日以上)	入院中1回～2回 1回につき8,500円		
訪問看護	月の初日の訪問		
管理療養費	月の2日目以降の訪問(1日につき)		
訪問看護情報提供療養費			
訪問看護ターミナルケア療養費			
24時間対応体制加算	6,800円または6,520円		
特別管理加算	5,000円または2,500円		
難病等複数回訪問加算	1日2回 4,500円 1日3回以上 8,000円		
緊急訪問看護加算(主治医からの指示)	1日につき2,650円または2,000円		
長時間訪問看護加算(90分を超えた場合)	週1日 5,200円		
夜間、早朝訪問看護加算(18:00～22:00、6:00～8:00)	1訪問につき 2,100円		
深夜訪問看護加算 (22:00～ 6:00)	1訪問につき 4,200円		
複数名訪問看護加算	週1日 4,500円		
退院支援指導加算	8,400円または6,000円		
在宅患者連携指導加算	3,000円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円		
看護・介護職員連携強化加算	2,500円		
退院時共同指導加算	8,000円		
特別管理指導加算	2,000円		
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円		
訪問看護医療DX情報活用加算	50円		

保険対象外

キャンセル料	当日の自己都合・訪問時ご自宅にいらっしゃらなかつた場合	1訪問につき1,000円	全額自己負担
休日(医療保険のみ)	休業日：0:00～24:00	1訪問につき3,000円	全額自己負担
死後処置料	22,000円 (時間外25%、休日35%、深夜50%割増有り) 消費税込		
交通費	自動車を使用した場合		サービス提供地域内 無料
	※自動車以外の乗り物 (公共交通機関)を利用した場合、かかった実費を自己負担		提供地域外(1km 50円) 全額自己負担

草花クリニック訪問看護ステーション（介護保険：訪問看護・介護予防訪問看護）料金表

介護報酬体系		報酬単位	訪問看護費	自己負担			
				(1割)	(2割)	(3割)	
基本料 訪問看護	20分未満	314 単位／回	3,359 円	336 円	672 円	1,008 円	
	30分未満	471 単位／回	5,039 円	504 円	1,008 円	1,512 円	
	30分以上1時間未満	823 単位／回	8,806 円	881 円	1,762 円	2,642 円	
	1時間以上1時間30分未満	1128 単位／回	12,069 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問	1回(20分)	294 単位／回	3,145 円	315 円	629 円	944 円
		2回(40分)	588 単位／回	6,291 円	630 円	1,259 円	1,888 円
		3回(60分)	795 単位／回	8,506 円	851 円	1,702 円	2,552 円
基本料 介護予防訪問看護	20分未満	303 単位／回	3,242 円	325 円	649 円	973 円	
	30分未満	451 単位／回	4,825 円	483 円	965 円	1,448 円	
	30分以上1時間未満	794 単位／回	8,495 円	850 円	1,699 円	2,549 円	
	1時間以上1時間30分未満	1090 単位／回	11,663 円	1,167 円	2,333 円	3,499 円	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問 (1年未満ご利用の方)	1回(20分)	284 単位／回	3,038 円	304 円	608 円	912 円
		2回(40分)	568 単位／回	6,077 円	608 円	1,216 円	1,824 円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問 (1年以上ご利用の方)	1回(20分)	279 単位／回	2,985 円	299 円	597 円	896 円
		2回(40分)	558 単位／回	5,970 円	597 円	1,194 円	1,791 円
加算	夜間、早朝の場合	所定単位数の25%割増 円		1割 円	2割 円	3割 円	
	深夜の場合	所定単位数の50%割増 円		1割 円	2割 円	3割 円	
	訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ(注1)	6 単位／回	64 円	7 円	13 円	20 円	
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(注1)	600 単位／月	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)(注1)	574 単位／月	6,141 円	615 円	1,229 円	1,843 円	
	訪問看護特別管理加算Ⅰ(注1)	500 単位／月	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円	
	訪問看護特別管理加算Ⅱ(注1)	250 単位／月	2,675 円	268 円	535 円	803 円	
	訪問看護初回加算(Ⅰ)	350 単位／月	3,745 円	375 円	749 円	1,124 円	
	訪問看護初回加算(Ⅱ)	300 単位／月	3,210 円	321 円	642 円	963 円	
	訪問看護退院時共同指導加算(注1)	600 単位／回	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	
	ターミナルケア加算(注1)	2500 単位／月	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円	
	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満	254 単位／回	2,717 円	272 円	544 円	816 円	
	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分以上	402 単位／回	4,301 円	431 円	861 円	1,291 円	
	長時間訪問看護加算	300 単位／回	3,210 円	321 円	642 円	963 円	
	看護・介護職員連携強化加算	250 単位／月	2,675 円	268 円	535 円	803 円	
	看護体制強化加算(Ⅰ)	550 単位／月	5,885 円	589 円	1,177 円	1,766 円	
	看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位／月	2,140 円	214 円	428 円	642 円	
	予防看護体制強化加算	100 単位／月	1,070 円	107 円	214 円	321 円	
	口腔連携強化加算	50 単位／回	535 円	54 円	107 円	161 円	

(注1) 区分支給限度基準額の算定対象外

※あきる野市の地域加算(5級地)は10.70円です。

※1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、「早朝・夜間、深夜」の訪問看護に係る加算を算定します。

※夜間：18:00～22:00 早朝：6:00～8:00 深夜：22:00～6:00 となります。

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの内容および苦情の公的機関への相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

連絡先 03-6238-0177 土・日・祝祭日を除く 9時～17時

市役所代表連絡先（介護保険課まで）

あきる野市

連絡先 042-558-1111

昭島市役所

連絡先 042-544-5111

羽村市役所

連絡先 042-555-1111

福生市役所

連絡先 042-551-1511

青梅市役所

連絡先 0428-22-1111

西多摩郡日の出町役場

連絡先 042-597-0511